【資料】　　１．福島第一原子力発電所の歴史

45 年　広島・長崎に原子爆弾投下

46 年　昭和南海地震（死者・不明者 1443 人）　→47 年災害救助法制定

49 年　ソビエト連邦の核実験成功

51 年　日本との平和条約・日米安全保障条約署名

53 年　アメリカ大統領アイゼンハワー国連総会演説：ATOMS for PEACE　「原子力の平和利用」

54 年　アメリカの水爆実験により第五福竜丸被曝・54 年度予算に原子炉調査費 2 億 3500 万円を計上

55 年　原子力基本法制定

56 年　原子力委員会設置、初代委員長：読売新聞社社主正力松太郎「日本の原子力の父」

58 年　福島県原発誘致のための調査開始

59 年　伊勢湾台風（死者・不明者 5098 人）　→61 年災害対策基本法制定

60 年　福島県東電に原発誘致申入れ

61 年　双葉町・大熊町議会原発誘致決議

63 年　日本原子力研究所動力試験炉運転開始　※毎年 10 月 26 日は「原子力の日」

66 年　日本原子力発電（株）商業用原子力発電所営業運転

67 年　福島第一原発 1 号機着工・浪江町議会原発誘致決議

68 年　東北電力浪江・小高原子力発電所建設計画発表

71 年　福島第一 1 号機営業運転

73 年・79 年　第一次・第二次オイルショック

74 年　電源三法制定

福島第一原発 2 号機営業運転（～79 年 6 号機営業運転）

原子力船「むつ」の放射線漏出事故　→78 年原子力基本法改正（原子力安全委員会設置）

75 年　福島第二原発 1 号機設置許可取消訴訟　⇒92 年最高裁原告の上告棄却

79 年　スリーマイル原発事故　→福島県原子力災害対策計画の策定（83 年福島県初の原子力防災訓練実施）

86 年　チェルノブイリ原発事故

91 年　福島第二原発 3 号機運転差止訴訟　⇒00 年最高裁原告の上告棄却

91 年　双葉町議会 7・8 号機増設誘致決議

95 年　阪神・淡路大震災　→98 年被災者生活再建支援法制定

99 年　東海村 JCO（株）臨界事故　→原子力災害対策特別措置法制定

（初期対応システムの確立・オフサイトセンター設置・国および原子力事業者の役割の明確化）

01 年　中央省庁再編により、資源エネルギー庁の下に原子力安全・保安院設置

02 年　東電トラブル隠し発覚、原子力安全・保安院 1 号機運転停止命令

地震調査研究推進本部から日本海溝沿いで M8 クラスの地震が起きるとする長期評価

→08 年東京電力福島第一原発に 10m を超える津波が襲う危険を予測

03 年　東電の原子炉全 17 基停止・増設・プルサーマル計画凍結へ　→06 年「原子力立国計画」

07 年　双葉町長 7・8 号機増設要望決議凍結の解除宣言

新潟県中越沖地震による東京電力柏崎・刈羽原子力発電所の停止

09 年　大熊町・双葉町等，プルサーマル議論再開要求

10 年　県知事プルサーマル受入れ表明、3 号機プルサーマル営業運転

11 年　東日本大震災・福島第一原発過酷事故・ 福島第一 7 号機・8 号機の増設計画取止め

福島県県内全原子炉の廃棄要望　　→災害対策基本法・災害救助法・原子力災害特措法等改正へ
→12 年原子力規制委員会設置法制定

12 年　1～4 号機廃炉決定（福島第二は未定）・ 関西電力大飯原発 3 号機・4 号機再稼働
県商工会議所連合会会長 5・6 号機，第二原発 4 基の再稼働要望

13 年　東北電力浪江・小高原子力発電所建設計画取止め・福島第一 5・6 号機の廃炉決定
福島第一 4 号機燃料プールから燃料取出し開始

14 年　中間貯蔵施設建設（大熊町・双葉町）を福島県知事受入

16 年　福島第一原発事故東電刑事裁判指定弁護士による起訴　　⇒19 年東京地裁で無罪判決

17 年　国連条約交渉会議にて核兵器禁止条約を採択、国連総会が採択を歓迎する決議

19 年　東京電力福島第二原発の廃炉決定

２．福島第一原発事故直後の福島と福島県立医大

3.11　14:46　宮城県北部で震度 7 の地震。福島県は 6 強を観測。東京電力福島第一、第二など原発 11 基が自動停止【福島県立医科大学：人的被害なし、建物は軽微な被害、停電せず、しかし断水】

14:49　気象庁が太平洋沿岸などに大津波警報を発令。地震後約 41 分後に津波の第一波襲来

14:50　政府が官邸対策室を設置。県が災害対策本部。浜通り・中通りの 46 市町村も災害対策本部を設置

15:00　【福島県立医大対策本部設置・後期入試中止および 14 日の緊急教授会開催決定】

15:42　東電から原災法 10 条通報（運転中の全交流電源喪失）を受け、原子力災害警戒本部および現地警戒本部を設置

16:42　東電から原災法 15 条通報

19:03　首相が福島第一について原子力災害対策特措法に基づく原子力緊急事態宣言発令

20:50　福島県知事が半径2キロ圏内の住民に避難指示（原災法28条2項に基づく災対法60条の読替え。災対法60条5項に基づき県知事が関係市町村長の措置を代行？）

21:23　原子力災害対策本部長（首相）が、福島県、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町の長に対し、原子炉が冷却できない状態が続いた場合に備え念のため、原災法に基づき、半径3キロ圏内の居住者に避難指示、10キロ圏内の居住者に屋内退避指示

【21:30から全学ミーティング開始・13日まで1日3回、その後1日2回、3月中1日1回】

3.12　00:49　東電が原子炉格納容器内の圧力上昇と国に報告

05:44　原子炉格納容器内の圧力上昇のおそれにより、首相より、半径10キロ圏内の居住者に避難指示

07:45　首相が福島第二について原子力緊急事態宣言発令。半径3キロ圏内に避難指示、10キロ圏内に屋内退避指示

15:36　福島第一原発1号機で水素爆発

18:25　首相が、関係地方自治体の長に、半径20キロ圏内の避難指示

19:39　福島第二原発について、10キロ圏内に避難指示（4.21に8キロ圏内に変更）

3.14　11:01　福島第一原発3号機で水素爆発

【緊急教授会の最中に、爆発による怪我人搬送の連絡が入り、放射線医学講座・救急医学講座等の教員が対応のため退席。福島県立医大には、核燃料税を繰り入れる原子力防災対策等基金により整備された除染室・被ばく医療対応の特別病床はあったが、放射線診断学の専門家しかおらず、被ばく医療の専門家はいなかった。事故後、放射線健康管理学講座、放射線生命科学講座、放射線災害医療学講座、健康リスクコミュニケーション学講座、放射線物理化学講座等が新設され、放射線災

害への対応を図ることとなった。】

3.15　06:10　福島第一原発2号機で爆発音

06:14　福島第一原発4号機で水素爆発

09:40　福島第一原発4号機で出火

11:00　首相が、関係地方自治体の長に半径20キロ以上3キロ圏内に屋内退避指示

【長崎・広島大学合同REMAT：緊急被ばく医療支援チーム附属病院に到着。放射線医学総合研究所のスタッフによる原発事故対応に関するレクチャー】

3.16　05:54　福島第一原発4号機で再び出火

大熊町のオフサイトセンター機能せず、現地災害対策本部を県庁に移転

【コードレッド（原発に爆発的事態が生じた場合あるいは放射線量100μSv/h以上）宣言時の対応について学内通知：外気遮断・換気停止・屋内退避・40歳以下はヨード剤服用・外出時はマスクN95着用。学内スタッフによる原発事故対応に関するレクチャー。大学独自の放射線モニタリング開始】

3.17　陸上自衛隊のヘリコプターが福島第一原発3号機に4回水投下

厚生労働省は各都道府県等に対し、食品中の放射性物質に関する暫定規制値を定め、これを上回る食品について、食品衛生法6条2号により食用に供されることのないように対応することを通知

3.18　【長崎大学山下俊一教授、高村昇教授、松田尚樹教授による緊急レクチャー⇒崩壊寸前の大学の士気は劇的に回復。水道も復旧】

3.19　00:30　東京消防庁消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）が放水開始

16:15　福島県の牛乳と茨城県のホウレンソウから基準値を超える放射線量を検出

3.23　首相が、原災法に基づき福島県葉物野菜の摂取制限発動

3.24　【福島第一原発3号機で作業員3人が被曝し、附属病院に搬送】

3.25　11:46　福島第一原発から20キロ～30キロ圏内の屋内退避住民に自主避難を要請

4.22　首相が、半径20キロ圏内を災害対策基本法に基づく警戒区域、20キロの警戒区域外側の放射性物質の累積量が高い地域を計画的避難区域、20キロから30キロ圏内で計画的避難区域に入らない地域を緊急時避難準備区域に指定

３．電源三法交付金と福島県・地元自治体

電気料金の中に電源開発促進税が含まれており，特別会計に繰り入れられ，電源立地自治体に交付

2009 年度　県全体で 146 億 1062 万円

県　52 億 6200 万円・市町村　93 億 4861 万円

大熊町　18 億 4006 万円(歳入総額　71 億円余)

双葉町　20 億 3815 万円(歳入総額　58 億円余)

南相馬市　1億4182万円

川内村　1億3794万円

このほか核燃料税や固定資産税も県や立地自治体に

双葉郡内町村の一人当たりの分配所得

（浪江の歴史と東日本大震災より）

町村名	一人当たり分配所得	県下順位
浪江町	2,555 千円	23 位
広野町	5,641 千円	1 位
楢葉町	4,555 千円	4 位
富岡町	3,939 千円	5 位
大熊町	4,835 千円	2 位
双葉町	4,608 千円	3 位
川内村	1,955 千円	52 位
葛尾村	1,645 千円	58 位

４．福島の被害

１）増え続ける震災（原発）関連死（19年2月5日現在）
津波等による直接死1,605人・震災関連死2261人　cf．宮城926人，岩手は463人（2017年7月1日現在）

２）長期化する避難生活と避難生活者の健康悪化
県民健康調査の生活習慣病に関する縦断的検討の結果から、避難区域住民においては過体重・肥満の人の割合、高血圧、糖尿病、脂質異常、肝機能以上、心房細動、多血症有病率の上昇がみられ、その後も、糖尿病、脂質異常の増加がみられ、心筋梗塞や脳卒中などの循環器疾患発症の可能性が高くなっている。

３）急激な人口減少と人口の高齢化
202万人(2011年3月)から185万人(2019年3月)へ

４）農林水産業の被害（2018年4月26日現在）
摂取出荷等の差し控え要請品目　75
2011年の農業産出額は前年比20．6%減
漁業は出漁自粛，林業は出荷出来ない状態

５）工業にも影響
2011年の製造品出荷額は前年比15．8%減

６）打撃を受けた観光

（河北新報2019年3月8日より）

原発事故で避難指示が出された福島県内12市町村・地区の児童・生徒数（人）

		2019年度	18年度	10年度
葛尾村	小学校	7	7	68
	中学校	7	11	44
浪江町	小学校	16（2）	11（3）	1162
	中学校	2（0）	6（4）	611
富岡町	小学校	25（9）	25(12)	937
	中学校	19(10)	14(10)	550
飯舘村	小学校	26	33	348
	中学校	35	42	183
川俣町山木屋地区	小学校	0	5	70
	中学校	3	10	29
双葉町	小学校	(35)	(31)	343
	中学校	(12)	(12)	208
大熊町	小学校	(12)	(19)	756
	中学校	(3)	(13)	371
楢葉町	小学校	80	68	428
	中学校	28	33	251
広野町	小学校	155	153	311
	中学校	74	66	230
川内村	小学校	39	38	112
	中学校	26	26	54
南相馬市小高区	小学校	59	69	705
	中学校	53	60	382
田村市都路地区	小学校	47	59	151
	中学校	45	51	77
合計	―	808	862	8381

５．大熊町の今

１）帰還できない避難者（2019年4月に一部避難指示解除）

住民登録がある人　　：10,313人

19年1月の調査では、避難指示解除後の大熊町へ

「戻りたい人」26.6%、「判断がつかない人」28.4%、「戻らないと決めている人」55.5%

住民登録がある居住者：　129人　　／　町内居住推計人口：725人

（町内には、東電の職員住宅が建設されている）

県内避難者：7,845人、県外避難者：2,468人

※帰還困難区域の一次立ち入りは、年間30回、午前9時から午後4時までの最大7時間

２）進む中間貯蔵施設の建設

３）新庁舎が完成し、職員100人余りが、新庁舎での職務を再開したが、生活環境は未整備

Ex.東電等職員と住民向けの大熊食堂と新庁舎の入り口にプレハブのコンビニエンスストアが1つ